

第6回企画委員会 議事要旨

日時 2019年5月15日 18:00～20:30

場所 日本財団2階大会議室内

出席者

駒村委員長、有村委員、池田委員、石崎委員、奥田委員、丸物委員、生田オブザーバー(全体委員会委員)、日本財団、ダイバーシティ就労支援機構

(モデル事業について)

モデル事業の今後の日程、事業評価の方法、事業期間、既存制度の人員配置との関係、支援対象者の範囲等について意見交換された。

(「抱樸」における就労支援について奥田委員(NPO 法人抱樸理事長から報告)

- 昨年は105人中55人が就労(就労継続支援B型事業所での就労を含む)。
- 「まるごと支援」を標榜。就労の多様性は、支援の多様化の上に成り立つ。「就労支援」は、抱樸が提供する様々な支援のうちの一つ。生活支援とか居住支援とかあって、それに就労支援を乗せる。
- 孤立させず、「つながる」ことが重要。イギリスの2017年の調査では、孤独による健康被害が年間4.9兆円と推計された。
- 支援開始時に対象者を①「社会的就労I型」(一般就労を目指す)、②「社会的就労II型」(参加型就労/半福祉半就労)、③「生活自立・社会参加優先」(ボランティア活動・外に出ること)の3分類に見立てる(毎月・随時変更)。事業終了時には、状況の変化や課題の明確化によって、見立てが変化する。この時点の見立ては、上の3つに「一般就労」を加えた4分類になる。
- 就労支援では、①企業開拓、②法人内の就労体験・訓練、③連携企業での就労体験・訓練、④支援者の「見立て」と本人認識との齟齬の解消、⑤定着支援と転職支援(危機の早期発見と早期対処)、⑥家族支援(家族の課題解決)、⑦総合ケースカンファレンス(地域連携、情報共有)を実施。
なお、②の法人内の就労訓練では生活困窮者自立支援法の「認定就労訓練事業所」を活用。また、⑤では、つなぎ先(企業)・もどし先(自立相談、保護課、ハローワーク等)との情報共有が重要。⑤では、小倉と八幡の自立サポートセンターが、生活支援。住居支援と合わせて取り組む。
- 就業困難度の認定は、稼働能力(身体状況・障害等)のみの評価でなく、社会的孤立状況・コミュニケーション能力・家族の状況等の評価も必要。
- 住居提供のためのビジネスモデル「プラザ抱樸」を開発。
- アセスメントと支援実施のためのツールやシート類を独自に開発。

- ダイバーシティ就労を実現する財源として、①生活困窮者自立支援法の予算と、②障害者総合支援法の予算とが考えられる。後者については、対象者を生活困窮者に広げることが前提。その場合、支援対象とすることの認定を、生活困窮者自立支援法の自立相談事業で実施することが考えられる。

(主な意見交換)

- 就労支援のために生活支援も必要なことは、現場の共通認識。それをしっかりやるために、スキルが必要。スキル取得のための研修費用が必要。
- 北九州のホームレス支援センターでは、諸々のコストとベネフィットを比べると、生活保護との比較で年間 4,000 万円得になるという結果になった。
- 生活困窮者自立支援法の認定就労訓練事業所は、訓練生と労働契約を結ぶのか？
← 非雇用型も認められている。
- 認定就労訓練事業所の認定要件は難しいのか？
← 認定されるのは難しくない。ただ、事業者へのインセンティブが少なく、普及していない。
- なかぼつ（障害者就業・生活支援センター）でも、生活困窮者に対応するところが出始めている。
- レーダーチャート（奥田氏発表資料 pp51～56）は、我々の事業の、効果測定の参考になる。